連載

#### 開設者別にみた病院数と構成比(2020年) 表 1

	病院数	構成比 (%)	うちコミュニティ病院
病院全体	6,093	100.0	-
コミュニティ病院	5,139	84.3	100.0
非営利病院	2,960	48.6	57.6
営利病院	1,228	20.2	23.9
州・地方政府立病院	951	15.6	18.5
連邦政府立病院	207	3.4	_
精神病院 (非連邦政府立)	635	10.4	_
その他	112	1.8	_

出所) AHA (2022) より作成。

能面でも一般の急

性期 す。 的 に アメリカにも 担 医療を中心 ってい ま

病院) non-profit) 院(以下、非営利 非営利(private 制 り上げたいと思い 力 0) 今回は、アメリ とくに民間の 医療提供体 の動向を取 の病

ます。 非営利病院は、

るのみならず、 数的に多数を占め 機

開設者別構成 アメリカにおける病院の

20年の全病院6093施設のうち、 協会の調査をもとに概観します 病院の開設者別構成について、 (表1)。 20 アメリカ病院 一般の急

1 7 8

地方政府等27)となっており、民間の

非営利病院151、公立病院205 (うち州立

病院が7割を占めるものの、営利病院が多数を

profit)病院(以下、営利病院)の多くは株式 営が禁止されていないため、民間の営利 ŋ 者等の医療弱者の診療などに重点を置いていま 立の病院は、長期精神疾患患者の入院や無保険 政府立の病院は軍人・退役軍人向けの病院であ 公立病院はありますが、日本とは異なり、 会社の法人格を有するか、その傘下にあります。 なお、アメリカでは株式会社による病院経 また州や地方政府 (市・郡・病院区など) (for-連邦

の他 神病院668施設について、営利病院312、 健福祉省が2020年に実施した調査では、 ニティ病院に限れば、8割以上が民間の病院で: 51が州・地方政府立の公立病院です。コミュ 1228は営利病院 ミュニティ病院のうち、2960は非営利病院 刑務所等に併設された病院)112です回。 軍人・退役軍人病院(すべて連邦政府立)20 性期医療を担うコミュニティ病院は5139、 また6割近くが非営利病院で占められています。 なお、精神病院の開設者別構成について、保 精神病院 (平均在院日数30日超の長期病院や、学校) (連邦政府立を除く) 635、 (投資家所有)、そして9 そ 精 コ

ベネフ 非営利病院とコ アメリカの医療政策動向 ットの動向 (23)5 京都橘大学経済学部教授 髙山 一 夫



# 非営利病院におけるコミュニティ・ベネフィット支出の動向

		(	2016年)
	総支出額	純支出額 1)	
	(百万ドル)	(百万ドル)	総費用比
コミュニティ・ベネフィットの総計	198,207	75,111	9.42
慈善的医療および未償還医療費	143,884	48,216	6.05
慈善的な医療提供	15,048	12,636	1.58
メディケイドの未償還医療費	125,090	34,281	4.30
その他公的プログラムに伴う 未償還医療費	3,745	1,299	0.16
その他の諸活動	54,323	26,895	3.37
コミュニティにおける健康増進活動	3,594	2,947	0.37
医療専門職者の教育	16,643	11,627	1.46
不採算医療サービスの提供	21,236	6,622	0.83
研究	10,724	3,641	0.46
地域諸団体への現金・現物の寄付	2,126	2,059	0.26

年規則

の基準に合致することが求められます。

69

病

非営利病院の認定要件として、

1) 総支出額から各種の補助金等収入を控除した支出額。

出所) 注10の文献より作成。

医療機 的には、 動とはみなされず、 件を満たせば、 院の場合、 れます)。内国歳入法による規定は、 す 担う団体であり、 にまとめます③。 45号 のであり、 名称のとおり一種または複数種類の公益活動を (Revenue Ruling) 実施や政治活動の禁止など、ごく抽象的なも (公益法人)です。パブリック・チャリティは |条()(3)で規定される、パブリック・チャリティ (通常は州や地方政府が課す地方税も免除さ (Revenue Ruling 69-545' 連邦内国歳入法 単に医療を提供するだけでは公益 具体的な認定要件は、 連邦政府の法人税が免除され アメリカの非営利病院 法の定める組織要件と活動要 1969年内国歳入規則5 で定められています。 (所得税法) 内国歳入規則 公益活 以下、 0) 第50 は

す (2)。

ナーシングホームもそうですが、

占めている点でコミュニティ病院とは異なりま

法

設

能よりも入所施設としての機能が強い施設

類

刑

いほうが、

営利病院の割合が高いようです。

非営利

病院の法

制度

コミュニティ・ベネフィットの

设提供

メリカの非営利病院の

法制度について簡単

benefit' と 患者を受け入れること、 ミュニティ・ 69年規則は、 (コミュニティ 具 1 体 を設置し支払い -を当該 以下、 的 13 は、 コミュニテ ベネフィット С B (1) ボー 救急 い能力に、 0 K (2) 提 ・の設置)、 部 ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゚ 理 供を設けてい 門 から 事会・ か (community かわらず救急 (emergency 選 ③病院施 出 役 [するこ 員会 ま

> 別の事情に基づいて認定するようです。 準ないし目安であり、 して例示しています④。 発展に用いることを、 営余剰を医療従事者の教育・ を施設・設備の改善や診療に用いること、 ての患者を診療すること、 ④公的医療保険を含めて支払い能力のあるすべ (オープン・メディ 0) 利 用を特定の医師 カル・ 実際には内国歳入庁 非営利病院の認定基準と 0 69年規則はあくまで基 みに制限しないこと スタッフ・ポリシー) 5経営余剰 研修や医学研 6 が

建設法 保険 しかし、 創設されたことを大きな論拠として、 療を認める慈善的医療 ず患者を診療すること―無料ないし減額で 金の交付要件を受けて、 Ruling 56-185) とです。 れているのに対して、 門は支払い能力に関わりなく受け入れが求めら -を、 69年規則で特徴的なことは、第1に、 ハメデ 診療については、 (ヒル・バートン法) じつは、 1 非営利病院の認定要件としていました。 イ ケアおよび医療扶助メディ 965年社会保障法により公的 では、 1 9 56 そうした定めがな 外来や救急以外の 支払い能力にかかわ 1946年病院調 (charity care) 年規則 における連邦 (Revenue 69年規則 ケイド 救急部 医療 0 0) 補 查 病 提 棟

弱者に対する慈善的医療の提供は、今日におい 困の救済からCBの提供に置き代えられました。 ているようです。 ても、非営利病院の認定に際して重きを置かれ ただし、無保険者など支払い能力に乏しい医療 ではそうした規定が削除され、認定の基準が貧

され、最近では学校法人の制度改革も議論され されます。内国歳入庁は、 日本でも医療法人や社会福祉法人の制度が改革 求され、CBの提供が軽視されると考えている みで役員会が構成されると、 ています。 ようです。非営利組織のガバナンスについては、 第2に、コミュニティ・ボードの設置が注目 病院の職員や医師 関係者の私益が追 0

患者だけを入院させる等の行為を規制するため に勤務医ではなく、 診することができる状態をもって、CBの提供 考えは、医師が開設した病院において、 であるとの事情を指摘できます。ただ、 組織され、施設利用契約を取り結ぶことが通例 ポリシーについて、アメリカでは医師は原則的 に導入されたそうです。言い換えれば、 第3に、オープン・メディカル・スタッフ・ 支払い能力のある地域住民がひろく受 病院とは別の法人等として 、内国歳 元々の 自分の

とみなしているわけです。

報告のみならずCBの支出額の最低基準を定め サス州(1993年)を皮切りに、2020年 よって、何度か訴訟の対象となりました。そう 未達成の場合は州税の免税措置を見直す仕組み 出額の報告を求めています
⑤。テキサス州では、 までに7つの州が非営利病院に対してCBの支 体や地方税収の減少を問題視した自治体などに て、 をも設けています。。 した経緯もあり、ユタ州 69年規則は、 慈善的医療の提供抑制を懸念した福祉団 1970年代から8年代にかけ (1990年) やテキ

れましたの

利病院の報告様式では、CBに関する具体的な 年提出を義務付けている報告様式990を改訂 果、 未償還医療費)、②コミュニティにおける健康の 項目として、 る報告を義務付けました よる調査や議会公聴会も行われました。 た水準であるかが問題視され、 なわち租税補助金 かけて、非営利病院のCB支出が免税措置、 連邦議会でも、2004年から2008年に 内国歳入庁は2009年に非営利団体に毎 非営利病院に対して、CBの支出額に関 ①医療の提供 (tax expenditure) に見合 (Schedule-H)° (慈善的医療および 会計検査院に その結 非営 す

> の戦略を策定し報告することも、新たに追加さ NA)を実施し、 ニティ・ヘルス・ニーズ・アセスメント 2012年度以降、各病院は3年ごとにコミュ 010年制定のACA法(オバマケア)により 支出額を記載するよう求めています。また、 よび医学研究・教育への貢献について、 改善、③コミュニティの各団体に対する貢献 それらニーズを充足するため 毎年の C H 2

# コミュニティ・ベネフィットの動 負担の軽減と 向

売上税、 が得た負担軽減額を126億ドルと推計しまし めに発行された州免税債による金利負担の軽減 達コストの節減、 制優遇される一般の寄付金の獲得による資金調 ず、負担の軽減について、両院合同租税委員会 の免税額 (Joint Committee on Taxation) は、 合計として把握し、 非営利病院における負担の軽減とCBの提供 実際にはどうなっているのでしょうか。 地方政府の固定資産税)に加えて、 (連邦・州の法人税、州・地方政府 さらには病院の設備投資のた 2002年に非営利病院 ま 稅

2011年の負担軽減額を246億ドルと推 同じ推計方法を用いたその後の研究では、

ことが通例である一方、営利病院の場合も、 費用100ドル当たりの慈善的医療支出は、 における違いを小さくしている要因として指摘 とができます。そうした事情が、 療の提供については、公立病院は定款に含める Report)を分析した最近の実証研究によれば、 ケア病院費用報告(Medicare Hospital Cost 金処理が認められるため、法人税と相殺するこ 的な義務は特にないとはいえ、当該支出額は損 統的な違いが見いだせないようです。慈善的医 院ごとのばらつきが大きく、 非営利病院は2・3ドルに留まるとのことです® 立病院4・1ドル、営利病院3・8ドルに対して、 る研究が多数あります。2018年時点のメディ の総費用に占める割合を開設者類型間で比較す は、とくに慈善的医療の支出額に着目し、 研究の結果、 非営利病院が提供したCBにつ 慈善的医療の支出額は病 開設者類型間で系 開設者類型間 病院 法 公 ·

内国歳入庁自身も、 CB支出の動向を連邦議会に報告し メディケア病院費用報告

者の

公立および非営利病院と営利病院とのあいだに

メディケイド受給者と地方独自の制度対象 いずれの医療困窮者を重複するかで、

少し

先に紹介した会計検査院等の調査とは金額にず によれば、 ています。 を含めたためであるそうです。の内国歳入庁の報 では病院の集計範囲を広く取り、多施設型組織 入を控除した純支出額は751億ドルでした回。 82億ドルで、CB活動に関連した補助金等収 (multifacility organizations) ぶん開きがありますが、 2016年のデータを用いた報告書 非営利病院のCB支出の総額は19 内国歳入庁の推計 や個人病院など

21 % 地方政府による独自の制度に関連した未償還医 38 % で、 還医療費 (unreimbursed costs:医療費と支 営利病院が高いとは言えません(統計的有意差 に対して、非営利病院は2・05%と、やはり非 割合は、公立病院3・65%、営利病院2・62% 療費の支出割合が5・42%と、 払額との差額)に関しては、非営利病院は3・ 0 告でも、慈善的医療の支出額が総費用に占める (有無は不明)。ただし、メディケイドの未償 (営利病院は2・22%)。他方、営利病院は、 や非営利病院 公立病院の3・4%と同水準にありま (0.4%) よりも高いです 公立病院(1・

違いがあるのかもしれません。

億ドル)となっています(表2)。 ス (subsidized health services) 6億ドル)が大きく、次いで不採算医療サービ の他の諸活動は3・37% (269億ドル) でし 療費が6・05% (482億ドル) に対して、 用に対する割合は、慈善的医療および未償還医 支出から補助金等収入を控除したもの) のさまざまなCB活動に関する支出も集計して ついてのみ、慈善的医療や未償還医療費以外 います。2016年のCBの純支出 内訳をみると、 内国歳入庁の資料では、 医療専門職者の教育 非営利病院に の提供 (CBの総 の総費  $\widehat{\stackrel{1}{1}}$ 66

今後の研究が期待されます 等に関する定量的な分析は実施されておらず、 ビューしています頃。ただし、CB活動の効果 010年から19年に発表された実証 度に対する政策提言といった諸点について、 関連要因、 ラムの特徴とその影響・評価、 の過程・ ティ・ボードのガバナンスと倫理、②CHN の諸活動について、 非営利病院がコミュニティで実施するこれ 内容・効果、 ⑤人びとの健康への寄与、⑥CB ある研究では、 ③コミュニティ・プロ ④病院の支出と ①コミュニ 研究をレ

- (1) American Hospital Association, Hospital Statistics 2022.
- (2)Department of Health and Human Services, National Mental Health Services Survey (N-MHSS): 2020.
- (3)詳しくは、髙山一夫(2020年)『アメリカの医療政策と病院業 企業性と公益性の狭間で』法律文化社、を参照 してください。
- (4)Internal Revenue Service (IRS), "Charitable Hospitals- General Requirements for Tax-Exemption Under Section 501 (c)(3)"(2021年8月3日更新版)
- (5)K. Barnett (2020). "Community Benefit: Policies, Practices, and Opportunities at the Half-Century Work", Frontiers in Public Health, Vol. 8, https://doi.org/10.3389/fpubh. 2020.00289
- (6)テキサス州のCB規制法については、同州がACA法(オバマケア)によるメディケイド受給要件の緩和に反対し ていることも背景にあります。
- (7)IRS, "Community Health Needs Assessment for Charitable Hospital Organizations Section 501(r)(3)" (2021年8月3 日更新版)
- (8)S. Rosenbaum, et al. (2015). "The value of the nonprofit hospital tax exemption was \$24.6 billion in 2011", Health Affairs, 34(7): 1225-1233. なお、合同租税委員会の報告書そのものは非公開ですが、結果は議会予算局の報告書 (CBO, Nonprofit Hospitals and the Provision of Community Benefits, December 2006) などで窺い知ることができます。
- (9)Bai, G., et al. (2021). "Analysis suggests government and nonprofit hospitals' charity care is not aligned with their favorable tax treatment", Health Affairs, 40(4): 629-636.
- (10)IRS, Report to Congress on Private Tax-Exempt, Taxable and Government-Owned Hospitals, March 2020. (11)Rosenbaum, op. cit., p. 1226.
- (12) M.D. Rozier (2020), "Nonprofit Hospital Community Benefit in the U.S.: A Scoping Review From 2010 to 2019", Frontiers in Public Health, Vol. 8, https://doi.org/10.3389/fpubh.2020.00072.

### 新刊罗罗力沙卜

#### 『気候変動対策と原発・再エネ』

岩井 孝、歌川 学、児玉一八 舘野 淳、野口邦和、和田 武著 あけび書房 2200円

#### 『権利としての介護保障をめざして』

黒岡有子 著 学習の友社 1980円

#### 『13歳からの地政学』

田中孝幸 著 東洋経済新報社 1650円

#### 『南インドの景観地誌』

元木 靖 著 海青社 4180円

## 令和4年度「第11回厚生連医療メディエーター養成研修会」 中止のお知らせ

令和4年11月25日(金)~27日(日)に開催を予定しておりました「第11回厚生連医療メディ エーター養成研修会」につきまして、諸般の事情により今年度は開催を中止することにい たしましたので、お知らせいたします。

参加をご検討されていた皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご容赦のほどお願いい たします。

次年度以降につきましては、現在のところ未定となっております。

#### 【お問合せ】

文化連 厚生連医療メディエーター養成研修会事務局 馬場

Tel: 03-5302-3778 e-mail: mediator@bunkaren.or.jp